

公布した条例一覧

令和5年

公布 番号	条例名
1	杉並区長等の給料の特例に関する条例
2	杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
3	杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
4	杉並区事務手数料条例及び杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
5	杉並区国民健康保険条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例
6	杉並区個人情報の保護に関する条例
7	杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例
8	杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関する条例等の一部を改正する条例
9	杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例
10	杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例
11	杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
12	杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例
13	杉並区営住宅条例の一部を改正する条例
14	杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例
15	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例
16	杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例
17	杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

杉並区長等の給料の特例に関する条例を公布する。

令和5年3月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第1号

杉並区長等の給料の特例に関する条例

区長及び副区長の給料の月額、この条例の施行の日から起算して1月間に限り、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）第2条の規定にかかわらず、同条例別表第1に規定する月額からその100分の30に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条に規定する手当の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第2号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例（令和3年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和5年5月1日」を「令和5年8月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第3号

杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例（令和3年杉並区条例第3
2号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和5年5月1日」を「令和5年8月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
<p>1 この条例は、<u>令和5年8月1日</u>から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>1 この条例は、<u>令和5年5月1日</u>から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2～6 略</p>

杉並区事務手数料条例及び杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第4号

杉並区事務手数料条例及び杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の104の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表の118の項及び119の2の項中「建築される」を「建築等をする」に改め、同表の120の項中「一敷地内認定建築物以外の」を「公告認定対象区域内における」に、「建築の」を「新築又は増築等の」に、「建築認定」を「新築又は増築等の認定」に、「建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を「新築し、又は増築等をする建築物」に改め、同表の120の2の項中「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「公告認定対象区域内又は公告許可対象区域内における建築物の新築又は増築等」に、「建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を「新築し、又は増築等をする建築物」に改め、同表の123の6の項及び123の7の項を次のように改める。

123 の6 都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 （平 成2 4年 法律 第8 4号） 第5 3条 第1 項の 規定に基	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物については、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）			認定申請のとき。
	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると区長が定める機	一戸建ての住宅		1件につき	4,700円
	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	4,700円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	9,400円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	16,000円
1棟の総戸数が11以上2	1部分につき		27,000円		

づく低炭素建築物新築計画の認定申請に対する審査

関（以下「適合性確認機関」という。）が認めた場合

以下同じ。）	5以下のもの		
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	45,000円
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	82,000円
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	131,000円
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	170,000円
	1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	185,000円
共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	9,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	16,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	80,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	126,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以内のもの	1部分につき	185,000円
非住宅の部分（住戸の部分及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	9,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	16,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	80,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	126,000円

				<p>超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</p>		
		その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき		126,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき		16,000円
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき		26,000円
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき		80,000円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき		126,000円
イ その他の場合	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準による場合をいう。以下同じ。）		1件につき		21,000円
		誘導仕様基準による場合以外の場合		1件につき		35,000円
	共同住宅等	住戸の部分	誘導仕様基準による場合	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	21,000円
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	39,000円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	56,000円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき	80,000円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	120,000円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	182,000円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	261,000円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	340,000円
				1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	390,000円
		誘導仕様基準	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	35,000円	

による場合以外の場合	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	69,000円
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	97,000円
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき	137,000円
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	197,000円
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	283,000円
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	385,000円
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	508,000円
	1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	600,000円
共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	109,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	138,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	180,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	280,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	359,000円
非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	242,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	300,000円
	当該部分の床面積の合計が	1部分につき	384,000円

				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	546,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	670,000円	
		その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件につき	242,000円	
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1件につき	300,000円	
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1件につき	384,000円	
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		1件につき	546,000円	
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの		1件につき	670,000円	
123の7 都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）					変更認定申請のとき。
	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合	一戸建ての住宅			1件につき	3,300円	
		共同住宅等	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	3,300円	
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	6,600円	
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	11,000円	
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき	19,000円	
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	32,000円	
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	58,000円	
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	93,000円	
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	122,000円	
				1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	134,000円	

	共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	6,500円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	11,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	18,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	56,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	88,000円
	非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	6,500円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	11,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	18,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	56,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	88,000円
その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき	6,500円	
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	11,000円	
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	18,000円	

				建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	56,000円	
				建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき	88,000円	
イ その他 の場合	一戸建ての 住宅	誘導仕様基準による場合			1件につき	15,000円	
		誘導仕様基準による場合以外 の場合			1件につき	18,000円	
	共同住宅等	住戸 の部 分	誘導 仕様 基準 による 場合	1棟の総戸数 が1のもの	1部分につき	15,000円	
				1棟の総戸数 が2以上5以 下のもの	1部分につき	27,000円	
				1棟の総戸数 が6以上10 以下のもの	1部分につき	40,000円	
				1棟の総戸数 が11以上2 5以下のもの	1部分につき	56,000円	
				1棟の総戸数 が26以上5 0以下のもの	1部分につき	85,000円	
				1棟の総戸数 が51以上1 00以下のも の	1部分につき	128,000円	
				1棟の総戸数 が101以上 200以下の もの	1部分につき	184,000円	
				1棟の総戸数 が201以上 300以下の もの	1部分につき	241,000円	
				1棟の総戸数 が301以上 のもの	1部分につき	278,000円	
				誘導 仕様 基準 による 場合 以外 の場合	1棟の総戸数 が1のもの	1部分につき	18,000円
					1棟の総戸数 が2以上5以 下のもの	1部分につき	37,000円
					1棟の総戸数 が6以上10 以下のもの	1部分につき	52,000円
					1棟の総戸数 が11以上2 5以下のもの	1部分につき	74,000円
					1棟の総戸数 が26以上5 0以下のもの	1部分につき	108,000円
					1棟の総戸数 が51以上1 00以下のも の	1部分につき	159,000円
					1棟の総戸数 が101以上 200以下の もの	1部分につき	221,000円
					1棟の総戸数 が201以上 300以下の もの	1部分につき	291,000円
1棟の総戸数	1部分につき	342,000円					

		が301以上のもの		
共用廊下等の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	57,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	72,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	96,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	156,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	205,000円
非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	123,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	154,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	198,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	290,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	361,000円
その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件につき	123,000円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1件につき	154,000円
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1件につき	198,000円

			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	290,000円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき	361,000円

別表第1の123の8の2の項中「(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)」を削り、同表の123の9の項及び123の10の項を次のように改める。

123の9 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額(申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			認定申請のとき。	
		ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅		5,100円	
			(2) (1) 以外の建築物	住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円	
		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円		
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円		
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	128,000円					
当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	161,000円					
当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	201,000円					

イ ア以 外の場 合	(1) 一戸 建ての住 宅	誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル未満のもの	20,000円	
				当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル以上のもの	22,000円	
		誘導仕様基準による場合以外 の場合		当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル未満のもの	34,400円	
				当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル以上のもの	38,400円	
	(2) (1) 以外の建 築物	住宅 部分	誘導仕様基準による場 合		当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	38,000円
					当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの	66,000円
					当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	118,000円
					当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上のも の	179,000円
		誘導仕様基準による場 合以外の場合		当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	69,100円	
				当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの	116,000円	
				当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	196,000円	
				当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上のも の	281,000円	
非住 宅部 分		モデル建物法による場 合（建築物エネルギー 消費性能基準等を定め る省令第10条第1号 イ（2）及びロ（2） に定める基準による場 合をいう。123の1 0の項において同 じ。）		当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	87,100円	
				当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上1,00 0平方メートル未満 のもの	110,700円	
	当該部分の床面積の 合計が1,000平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの			145,700円		
	当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの			235,700円		
	当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル未満の もの			309,000円		
	当該部分の床面積の 合計が1万平方メー			371,000円		

					トル以上2万5,000平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	435,000円	
				標準入力法等による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に定める基準による場合をいう。123の10の項において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	646,000円	
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	763,000円	
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	871,000円	
123の10 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）					変更認定申請のとき。
	ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建ての住宅				3,700円	
		(2) (1) 以外の建築物	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		6,900円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		15,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		32,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		57,000円	
		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		6,900円		
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの			11,800円			

				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	90,000円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	113,000円	
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	141,000円	
イ ア以外の場合	(1) 一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000円	
		誘導仕様基準による場合以外の場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円	
	(2) (1) 以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000円
			誘導仕様基準による場合以外の場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円		
	非住	モデル建物法による場		当該部分の床面積の	61,100円	

				宅部分	合	合計が300平方メートル未満のもの	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	216,000円
						当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	260,000円
						当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	305,000円
					標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	453,000円
						当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	535,000円
						当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	610,000円

別表第1の123の11の項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、
「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、
「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、

「仕様基準による場合」を「仕様基準等による場合」に改め、「ロ（３）に定める基準による場合」の次に「又は誘導仕様基準による場合」を加え、「第１条第１項第２号イ（１）（ｉ）若しくは（ｉｉ）」を「第１条第１項第２号イ（１）」に、「第１条第１項第２号イ（２）（ｉｉ）」を「第１条第１項第２号イ（２）」に改め、同表中備考１及び備考２を削り、備考３を備考１とし、備考４から備考６までを備考２から備考４までとし、同表備考７中「向上の一層」を「一層の向上」に改め、同表中備考７を備考５とし、備考８から備考１０までを削り、同表備考１１中「における一の建築物の申請の場合により」を「について１２３の９の項に掲げる区分に応じ」に、「同項」を「同条第３項」に改め、同表備考１１を同表備考６とし、同表備考１２中「における一の建築物の申請の場合により」を「について１２３の１０の項に掲げる区分に応じ」に改め、同表備考１２を同表備考７とし、同表備考１３中「（当該額を備考１０の規定により算出した場合にあっては、その額）に、」を「に、当該他の建築物について」に改め、「、当該他の建築物における一の建築物の申請の場合により」を削り、同表中備考１３を備考８とし、備考１４を備考９とし、備考１５を備考１０とし、備考１６を削り、備考１７を備考１１とし、同表備考１８中「建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ（３）及びロ（３）に定める基準により共同住宅の申請を行う」を「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について誘導仕様基準による場合の手数料の額及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料について仕様基準等による」に、「当該申請」を「これらの申請」に改め、同表備考１８を同表備考１２とする。

第２条 杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和５８年杉並区条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表第２東京都市計画宮前二丁目地区地区計画の項中「若しくは第３項」を「若しくは第４項」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中杉並区事務手数料条例別表第１の１０４の項、１１８の項、１１９の２の項、１２０の項及び１２０の

2の項の改正規定並びに第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けている又は同法第53条第1項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請については、第1条の規定による改正前の杉並区事務手数料条例（以下「旧条例」という。）別表第1の123の7の項及び備考の規定は、なおその効力を有する。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けている又は同法第34条第1項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請については、旧条例別表第1の123の10の項及び備考の規定は、なおその効力を有する。

杉並区国民健康保険条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第5号

杉並区国民健康保険条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第1項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第2条 杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区国民健康保険条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧
対照表

第1条による改正（杉並区国民健康保険条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から令和4年度分までの保険料の減免の特例）</p> <p>第12条 第24条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であつて、必要があると認めるときは、当該納付義務者に対し、保険料（令和元年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から令和6年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法によつて徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 略</p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から令和4年度分までの保険料の減免の特例）</p> <p>第12条 第24条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であつて、必要があると認めるときは、当該納付義務者に対し、保険料（令和元年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法によつて徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 略</p>

第2条による改正（杉並区介護保険条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から令和4年度分までの保険料の減免の特例)

第10条 第21条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であつて、必要があると認めるときは、当該第1号被保険者に対し、保険料(令和元年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から令和6年3月31日までの間に納期限(特別徴収の方法によって徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するものに限る。)を減免することができる。

(1)及び(2) 略

2 略

(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から令和4年度分までの保険料の減免の特例)

第10条 第21条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であつて、必要があると認めるときは、当該第1号被保険者に対し、保険料(令和元年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の方法によって徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するものに限る。)を減免することができる。

(1)及び(2) 略

2 略

杉並区個人情報の保護に関する条例を公布する。

令和5年3月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第6号

杉並区個人情報の保護に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に確実に保護されるべきものであることを踏まえ、杉並区（以下「区」という。）の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報の適正な取扱いの確保に係る取組を推進し、その保護の水準の維持向上を図ることにより、区民等の権利利益を保護しなければならない。

(区の機関の責務)

第4条 区の機関は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な対策を講じ、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等を図るものとする。

2 区民等の福祉の向上並びにその生命及び身体の保護に資するため、情報通信技術を活用するに当たっては、区の機関は、個人情報の確実な保護を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、区民等の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。

(業務の登録等)

第6条 区の機関は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を保有するときは、次の各号に掲げる事項を個人情報登録簿に登録しなければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 対象となる個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 区の機関は、登録に係る業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 区の機関は、個人情報登録簿を閲覧に供するとともに、公表しなければならない。

(委託等の記録)

第7条 区の機関は、保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託し、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(労働者派遣の記録)

第8条 区の機関は、保有個人情報に係る業務について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の役務の提供を受けるときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(目的外利用等の記録)

第9条 区の機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は区の機関以外のものへ提供したときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第10条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示決定等の期限)

第11条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、区の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第1項に規定する期間（同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第13条 訂正決定等は、訂正請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第14条 区の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合におい

て、区の機関は、同条第1項に規定する期間（同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第15条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第16条 区の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第1項に規定する期間（同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(訂正請求等の対象)

第17条 訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる。この場合において、法第90条第3項、第91条第1項第2号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第98条第3項及び第99条第1項第2号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、訂正請求又は利用停止請求に対し、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情

報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求又は利用停止請求を拒否することができる。

(審議会への諮問等)

第18条 区長は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を策定し、改定し、又は廃止しようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、区の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を策定し、改定し、又は廃止しようとする場合

2 区長は、毎年1回以上、法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況を杉並区情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(運用状況等の公表)

第19条 区長は、毎年1回以上、法の運用状況及び規則で定める事項について公表しなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 杉並区個人情報保護条例(昭和61年杉並区条例第39号)は、廃止する。

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の杉並区個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項、第12条第3項又は第12条の2第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧個人情報を収集し、又は旧条例第2条第2号に規定する管理個人情報(以下「旧管理個人情報」という。)を管理し、若しく

は利用していた同条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において当該旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項に規定する受託者である者、同項の受託業務に従事している者、同項の指定管理者若しくは同項の管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該受託者であった者、当該受託業務に従事していた者、当該指定管理者であった者若しくは当該管理業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に旧条例第12条の2第2項に規定する派遣労働者である者又はこの条例の施行前において当該派遣労働者であった者

4 この条例の施行の前日に旧条例第18条、第19条、第20条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者（次項において「職員等」という。）が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項の受託業務に従事している者若しくは同項の管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該受託業務に従事していた者若しくは当該管理業務に従事していた者

(3) 附則第3項第3号に掲げる者

6 職員等が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧管理個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

- 8 杉並区自治基本条例（平成14年杉並区条例第47号）の一部を次のように改正する。

第18条中「図るため、」の次に「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び」を加え、「自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の」を「自己を本人とする個人情報の開示を求める権利を保障する等、個人情報の適正な取扱いを図ることにより、その」に改める。

- 9 杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例（昭和61年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置等）

第1条 次の各号に掲げる諮問に応じて調査審議するため、杉並区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1）杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）第14条の規定による諮問

（2）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問

- 2 前項第2号に規定する諮問に係る事項を処理する場合については、第7条から第10条の2まで（第10条第5項及び第6項を除く。）の規定は、適用しない。

第2条第2号中「又は杉並区個人情報保護条例第23条第1項に規定する開示等をするか否かの決定」を削り、同条第3号中「及び杉並区個人情報保護条例第2条第2号に規定する管理個人情報」を削る。

第10条第5項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。

- 10 附則第4項の規定により、なお従前の例によることとされた自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止に係る審査請求に係る諮問があった場合における前項の

規定による改正前の杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

- 1 1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和61年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）」に、「住民基本台帳事務及び」を「住民基本台帳事務並びに」に改める。

第2条第1項中「掲げる事項」の次に「であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると区長が認めるもの」を加える。

- 1 2 杉並区行政不服審査会条例（平成28年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問を受ける附属機関については、別に条例で定める。

- 1 3 杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「防犯カメラ取扱者」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第11項に規定する行政機関等及び同法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者を除く。第5項において同じ。）」を加える。

第8条第3項中「必要が」を「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要で」に改める。

- 1 4 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、広く区民の意見を

求める」を「広く区民の意見を求めるとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会の意見を聴く」に改め、同条第4項中「審議会に報告」を「公表」に改める。

杉並区個人情報の保護に関する条例新旧対照表

附則第8項による改正（杉並区自治基本条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第18条 区は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別に条例で定めるところにより、自己を本人とする個人情報の開示を求める権利を保障する等、個人情報の適正な取扱いを図ることにより、その保護に努めなければならない。</u></p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第18条 区は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、<u>別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。</u></p>

附則第9項による改正（杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置等)</p> <p>第1条 <u>次の各号に掲げる諮問に応じて調査審議するため、杉並区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p>(1) <u>杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）第14条の規定による諮問</u></p> <p>(2) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第10</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）第14条及び杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号）第25条の規定による諮問（以下「諮問」という。）に応じて調査審議するため、杉並区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p>

5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問

2 前項第 2 号に規定する諮問に係る事項を処理する場合については、第 7 条から第 10 条の 2 まで（第 10 条第 5 項及び第 6 項を除く。）の規定は、適用しない。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 決定等 杉並区情報公開条例第 10 条第 3 項に規定する公開決定等

_____をいう。

(3) 情報 杉並区情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する情報_____

_____をいう。

(提出資料の閲覧等)

第 10 条 略

2～4 略

5 行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定による閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。

6 前 2 項に規定する交付に要する費用

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 決定等 杉並区情報公開条例第 10 条第 3 項に規定する公開決定等又は杉並区個人情報保護条例第 23 条第 1 項に規定する開示等をするか否かの決定をいう。

(3) 情報 杉並区情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する情報及び杉並区個人情報保護条例第 2 条第 2 号に規定する管理個人情報をいう。

(提出資料の閲覧等)

第 10 条 略

2～4 略

5 前項に規定する交付に要する費用

は、当該交付を受ける審査請求人又は参加人の負担とする。

は、当該交付を受ける審査請求人又は参加人の負担とする。

附則第11項による改正（杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）に基づく情報公開制度、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>に基づく個人情報保護制度、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号。以下「住基条例」という。）に基づく<u>住民基本台帳事務並びに杉並区防犯カメラ</u>の設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号。以下「防犯カメラ条例」という。）に基づく防犯カメラの設置等に関する事務の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づく特定個人情報（番号利用法第2条第8項に規定する</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）に基づく情報公開制度、<u>杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号。以下「個人情報保護条例」という。）</u></p> <hr/> <p>_____に基づく個人情報保護制度、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号。以下「住基条例」という。）に基づく<u>住民基本台帳事務及び杉並区防犯カメラ</u>の設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号。以下「防犯カメラ条例」という。）に基づく防犯カメラの設置等に関する事務の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づく特定個人情報（番号利用法第2条第8項に規定する</p>

特定個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いの適正を確保するため、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、個人情報保護条例、住基条例及び防犯カメラ条例の規定により区長がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると区長が認めるものについて、区長の諮問に応じ、答申する。

(1)及び(2) 略

2 略

特定個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いの適正を確保するため、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、個人情報保護条例、住基条例及び防犯カメラ条例の規定により区長がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項_____

_____について、区長の諮問に応じ、答申する。

(1)及び(2) 略

2 略

附則第12項による改正(杉並区行政不服審査会条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 略	第1条 略
<u>2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問を受ける附属機関については、別に条例で定める。</u>	

附則第13項による改正(杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例の一部改

正)

新 条 例	旧 条 例
<p>第6条 略</p> <p>2 防犯カメラ取扱者（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する行政機関等及び同法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者を除く。第5項において同じ。</u>）は、次に掲げる場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>3～6 略 （苦情の申立て）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、第1項の苦情の処理について<u>個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき</u>は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。</p>	<p>第6条 略</p> <p>2 防犯カメラ取扱者_____は、次に掲げる場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>3～6 略 （苦情の申立て）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、第1項の苦情の処理について<u>必要が</u>_____あると認めるときは、杉並区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。</p>

附則第14項による改正（杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例

(不適正利用に対する措置)

第6条 略

2 略

3 区長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、広く区民の意見を求めるとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

4 区長は、区民の基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、報告の要請又は意見の聴取を行わずに必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに公表
_____するものとする。

(不適正利用に対する措置)

第6条 略

2 略

3 区長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、広く区民の意見を求める

_____も
ものとする。

4 区長は、区民の基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、報告の要請又は意見の聴取を行わずに必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに審議会に報告するものとする。

杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第7号

杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区立こども発達センター条例（平成8年杉並区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号及び第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第2条 杉並区立重症心身障害児通所施設条例（平成27年杉並区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第3条 杉並区立すぎのき生活園条例（昭和62年杉並区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第4条 杉並区立身体障害者通所施設条例（平成4年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条 杉並区子ども・子育て会議条例（平成25年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第3条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

第6条 杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第7条 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第8条 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、

同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同条第4項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第9条 杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成26年杉並区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

第10条 杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例（令和元年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号エ（ク）中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区立こども発達センター条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用料等)</p> <p>第5条 センターの使用料は、無料とする。ただし、次の各号に掲げる事業を利用する者は、当該各号に定める額を納めなければならない。</p> <p>(1) 児童発達支援又は保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）</p> <p>(2) 障害児相談支援 法第24条の26第2項に規定する指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に通常要する費用につき、<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第5条 センターの使用料は、無料とする。ただし、次の各号に掲げる事業を利用する者は、当該各号に定める額を納めなければならない。</p> <p>(1) 児童発達支援又は保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）</p> <p>(2) 障害児相談支援 法第24条の26第2項に規定する指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に通常要する費用につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した</p>

費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)

(3) 計画相談支援 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援（以下「指定計画相談支援」という。）に通常要する費用につき、主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)

2 略

費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)

(3) 計画相談支援 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援（以下「指定計画相談支援」という。）に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)

2 略

第2条による改正（杉並区立重症心身障害児通所施設条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(使用料等) 第5条 通所施設の使用料は、無料とする。ただし、児童発達支援を受ける者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、 <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除	(使用料等) 第5条 通所施設の使用料は、無料とする。ただし、児童発達支援を受ける者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、 <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除

く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)を納めなければならない。

2 略

く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)を納めなければならない。

2 略

第3条による改正(杉並区立すぎのき生活園条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用料等)</p> <p>第4条 生活園を利用する者は、法第29条第3項第1号に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)を納めなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第4条 生活園を利用する者は、法第29条第3項第1号に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)を納めなければならない。</p> <p>2 略</p>

第4条による改正(杉並区立身体障害者通所施設条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用料等)</p> <p>第5条 通所施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、法第29条第3項第1号に規定する障害福祉サー</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第5条 通所施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、法第29条第3項第1号に規定する障害福祉サー</p>

ビスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

2 略

ビスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

2 略

第5条による改正（杉並区子ども・子育て会議条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、区長の附属機関として、杉並区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するほか、区長が必要と認める事項について意見を述べるものとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、区長の附属機関として、杉並区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、<u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するほか、区長が必要と認める事項について意見を述べるものとする。</p>

第6条による改正（杉並区立子供園条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
-------	-------

<p>(事業)</p> <p>第2条 子供園は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育（以下「短時間保育」という。）の実施に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 子供園は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育（以下「短時間保育」という。）の実施に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

第7条による改正（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を適切に提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を適切に提供しなければならない。</p>

第8条による改正（杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園</p>

又は幼稚園に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高

又は幼稚園に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高

いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該

いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該

当する法第19条各号 _____ に掲げる
小学校就学前子どもの区分、教育・保
育給付認定の有効期間、保育必要量等
を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支
払を受ける額のほか、特定教育・保育
において提供される便宜に要する費用
のうち、次に掲げる費用の額の支払を
教育・保育給付認定保護者から受ける
ことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを
除く。)に要する費用

ア 次に掲げる令第4条第1項に規
定する満3歳以上教育・保育給付
認定子ども(以下「満3歳以上教
育・保育給付認定子ども」とい
う。)のうち、その教育・保育給
付認定保護者及び当該教育・保育
給付認定保護者と同一の世帯に属
する者に係る令第4条第2項第2
号に規定する市町村民税所得割合
算額がそれぞれ次に定める金額未
満であるものに対する副食の提供
(ア) 法第19条第1号 _____ に
掲げる小学校就学前子どもに該

当する法第19条第1項各号に掲げる
小学校就学前子どもの区分、教育・保
育給付認定の有効期間、保育必要量等
を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支
払を受ける額のほか、特定教育・保育
において提供される便宜に要する費用
のうち、次に掲げる費用の額の支払を
教育・保育給付認定保護者から受ける
ことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを
除く。)に要する費用

ア 次に掲げる令第4条第1項に規
定する満3歳以上教育・保育給付
認定子ども(以下「満3歳以上教
育・保育給付認定子ども」とい
う。)のうち、その教育・保育給
付認定保護者及び当該教育・保育
給付認定保護者と同一の世帯に属
する者に係る令第4条第2項第2
号に規定する市町村民税所得割合
算額がそれぞれ次に定める金額未
満であるものに対する副食の提供
(ア) 法第19条第1項第1号に
掲げる小学校就学前子どもに該

当する教育・保育給付認定子ども 7万7, 101円
(イ) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7, 700円
(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7, 101円)

イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども(以下「負担額算定基準子ども」という。)又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを

当する教育・保育給付認定子ども 7万7, 101円
(イ) 法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7, 700円
(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7, 101円)

イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども(以下「負担額算定基準子ども」という。)又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを

除く。)

(ア) 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (当該負担額算定基準子どもと同一の世帯に属する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

(イ) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

ウ 略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

(特定教育・保育の内容)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育を適切に提供しなければならない。

(1)及び(2) 略

除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (当該負担額算定基準子どもと同一の世帯に属する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

(イ) 法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

ウ 略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

(特定教育・保育の内容)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育を適切に提供しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設ごとに、次に掲げる特定教育・保育施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法第25条_____の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設ごとに、次に掲げる特定教育・保育施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)

- が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号
- が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号

又は第2号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「法第19条第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1号」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同条第2号」と読み替えるものとする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する設置基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している

又は第2号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1項第1号」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同項第2号」と読み替えるものとする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する設置基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している

同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1号 _____」とあるのは「第19条第2号 _____」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども及び特別利用教育を受ける同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付

同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1項第1号 _____」とあるのは「第19条第1項第2号 _____」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども及び特別利用教育を受ける同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付

認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と読み替えるものとする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあつては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子ども

認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と読み替えるものとする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあつては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子ども

に区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 略

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号）に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含み、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育

に区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 略

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号）に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含み、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育

の対象となる同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。第40条第2項を除き、以下この節において同じ。) に対し自ら適切な地域型保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(特定地域型保育の内容)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定地域型保育を適切に提供しなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。第40条第2項を除き、以下この節において同じ。) に対し自ら適切な地域型保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(特定地域型保育の内容)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定地域型保育を適切に提供しなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、当
- 2 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、当

該特定地域型保育事業所の同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

4 略

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用

該特定地域型保育事業所の同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

4 略

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用

地域型保育の対象となる同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

地域型保育の対象となる同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

第9条による改正 (杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第82条</u>の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第87条</u>の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。</p>

第10条による改正 (杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に</p>	<p>(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に</p>

係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。

ア～ウ 略

エ 保育の内容等に関する基準は、次のとおりとする。

(ア)～(キ) 略

(ク) 保育に従事する者が内閣総理大臣が定める指針を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。

(ケ)～(ス) 略

オ及びカ 略

(2)～(4) 略

係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。

ア～ウ 略

エ 保育の内容等に関する基準は、次のとおりとする。

(ア)～(キ) 略

(ク) 保育に従事する者が厚生労働大臣が定める指針を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。

(ケ)～(ス) 略

オ及びカ 略

(2)～(4) 略

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する
条例を公布する。

令和5年3月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第8号

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正
する条例

第1条 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭
的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利
用乳幼児等に対する家庭的保育事業所等外での活動、取組等を含めた家庭的保
育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修
及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画
（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い
必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、
前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関してその保護者との連
携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等につい
て周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安
全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の家庭的保育事業所等外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条第2項を削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行う」に改める。

第2条 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第3条 杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等

を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止の

ための訓練を定期的に行う」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第13条の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）において家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正
する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(連携施設の確保)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第14条第1項から第3項まで、第15条、第16条第1項、第17条及び附則第3項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に提供され、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(連携施設の確保)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項_____、第14条第1項から第3項まで、第15条、第16条第1項、第17条及び附則第3項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に提供され、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する家庭的保育事業所等外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利

用乳幼児の家庭的保育事業所等外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及

び職員の一部を当該社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。

(虐待等の禁止)

第13条 略

(衛生管理等)

第14条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3～5 略

び職員の一部を当該社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。

ただし、規則で定める設備及び利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(虐待等の禁止)

第13条 略

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、又は人格を辱める等の行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

_____よう努めなければならない。

3～5 略

第2条による改正 (杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
第26条 削除	(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設 (児童福

祉施設であるものに限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、又は人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第3条による改正（杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p><u>(安全計画の策定等)</u> <u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければな</u></p>	

らない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員
に対し、安全計画について周知すると
ともに、前項の研修及び訓練を定期的
に行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用
者の安全の確保に関してその保護者と
の連携が図られるよう、当該保護者に
対し、安全計画に基づく取組の内容等
について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期
的に安全計画の見直しを行い、必要に
応じて安全計画の変更を行うものとし
る。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者
は、利用者の放課後児童健全育成事業
所外での活動、取組等のための移動そ
の他の利用者の移動のために自動車を
運行するときは、利用者の乗車及び降
車の際に、点呼その他の利用者の所在
を確実に把握することができる方法に
より、利用者の所在を確認しなければ
ならない。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業
者は、放課後児童健全育成事業所ごと
に、感染症や非常災害の発生時におい
て、利用者に対する支援の提供を継続

的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 略

(衛生管理等)

第14条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

_____よう努めなければならない。

3 略

杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第9号

杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

杉並区高齢者住宅条例（平成9年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第4章 区立サービス付き高齢者向け住宅の管理（第36条—第40条—第43条）

第5章 補則（第41条—第43条）」を「第4章 補則（第36条—第39条）」に改める。

第2条第3号中「及び次号」を削り、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第4章を削る。

第5章中第41条を第36条とする。

第42条中「第35条及び第40条」を「第35条」に改め、「及び第40条において読み替えて準用する場合」を削り、同条を第37条とし、第43条を第38条とし、第44条を第39条とする。

第5章を第4章とする。

別表区立サービス付き高齢者向け住宅の部を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の杉並区高齢者住宅条例第4条の規定により杉並区立和田サービス付き高齢者向け住宅の使用の許可を受けた者に係る同条例第40条において準用する同条例第9条第1項第2号に規定する保証金並びに同条例第40条において準用する同条例第19条第2項の規定による賠償責任並びに同条例第40条において準用する同条例第21条第1項ただし書

に規定する未納の使用料及び賠償金については、なお従前の例による。

- 3 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項及び別表第2の30の項中「及び区立サービス付き高齢者向け住宅」を削る。

杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略
<u>第4章 補則（第36条—第39条）</u>	<u>第4章 区立サービス付き高齢者向け住宅の管理（第36条—第40条）</u>
附則	第5章 <u>補則（第41条—第43条）</u>
（用語の定義）	附則
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	（用語の定義）
（1）及び（2） 略	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（3） 区立高齢者住宅 区高齢者住宅のうち、前号 <u> </u> に掲げる住宅以外のものをいう。	（1）及び（2） 略
	（3） 区立高齢者住宅 区高齢者住宅のうち、前号 <u>及び次号</u> に掲げる住宅以外のものをいう。
	（4） <u>区立サービス付き高齢者向け住宅 区高齢者住宅のうち、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定により東京都知事の登録を受けた賃貸住宅に該当するものをいう。</u>
<u>（4）</u> 略	（5） 略
<u>（5）</u> 略	（6） 略
<u>（6）</u> 略	（7） 略

(7) 略

(8) 略

第4章 区立サービス付き高齢者
向け住宅の管理

(使用者の公募等)

第36条 区長は、区立サービス付き高
齢者向け住宅の使用者を公募しなけれ
ばならない。

2 前項の規定による公募の方法及び手
続は、規則で定める。

3 区長は、次の各号のいずれかに掲げ
る事由に係る者に対しては、第1項の
規定にかかわらず、公募を行わないで
区立サービス付き高齢者向け住宅の使
用を許可することができる。

(1) 災害による住宅の滅失

(2) 不良住宅の撤去

(3) 区営高齢者住宅建替事業による
区営高齢者住宅等の除却

(4) 都市計画法第59条の規定に基
づく都市計画事業、土地区画整理法
第3条第4項若しくは第5項の規定
に基づく土地区画整理事業、大都市
地域における住宅及び住宅地の供給
の促進に関する特別措置法に基づく
住宅街区整備事業、密集市街地にお
ける防災街区の整備の促進に関する
法律に基づく防災街区整備事業又は
都市再開発法に基づく市街地再開発
事業の施行に伴う住宅の除却

(5) 土地収用法第20条(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が認める特別の事由

(使用者の資格)

第37条 区立サービス付き高齢者向け住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。

(1) 区内に引き続き2年以上住所を有していること。

(2) 年齢60歳以上の者であること。

(3) 所得(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第115号)第1条第3号に規定する所得をいう。)が規則で定める金額を超えないこと。

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(5) 世帯構成がア又はイの住宅の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げるものであること。

ア 単身世帯用住宅 単身世帯で同居者がいないこと。

イ 2人世帯用住宅 規則で定める同居者があること。

(6) 単身世帯用住宅にあつては、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

(7) 暴力団員でないこと。

(8) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める条件

(使用料)

第38条 区立サービス付き高齢者向け住宅の使用料は、区が住宅及びその附帯施設の借上げを行う場合において、当該住宅及びその附帯施設の所有者に支払うべき賃借料を考慮して、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう、規則で定める。

(費用負担)

第39条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 修繕に要する費用（規則で定めるものを除く。）

(2) 電気、ガス、上水道及び下水道

の使用料

(3) じんかいの処理並びに配水管の
清掃及び消毒に要する費用

(4) 給水施設、エレベーター及び共
同施設の使用及び維持に要する費用

(5) 高齢者の居住の安定確保に關す
る法律第5条第1項に規定する状況
把握サービス及び生活相談サービ
スに要する費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、区
長の指定する費用

2 区長は、前項第1号から第5号まで
の費用のうち、使用者に負担させるこ
とが適当でないと認めるものについ
て、その全部又は一部を使用者に負担
させないことができる。

(準用)

第40条 区立サービス付き高齢者向け
住宅の管理については、第36条から
前条までに定めるもののほか、第8条
から第21条まで及び第34条の規定
(第8条第1項第1号、第10条、第
13条、第14条及び第34条第3項
の規定を除く。)を準用する。この場
合において、次の表の左欄に掲げる規
定の同表中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表右欄に掲げる字句に読み替える
ものとする。

第4章 補則

第5章 補則

(住宅の検査)

第36条 略

(警視総監に対する照会)

第37条 区長は、第8条第1項若しくは第2項(第35条_____において準用する場合を含む。)の規定による使用予定者の決定若しくは第9条第3項(第35条において準用する場合_____を含む。)、第16条第1項(第35条_____において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第17条第1項(第35条_____において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可をしようとするとき又は必要があると認めるときは、当該決定若しくは許可に係る者又は使用者若しくは同居者が暴力団員であるかどうかについて、警視総監に照会することができる。

(罰則)

第38条 略

(委任)

第39条 略

(住宅の検査)

第41条 略

(警視総監に対する照会)

第42条 区長は、第8条第1項若しくは第2項(第35条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定による使用予定者の決定若しくは第9条第3項(第35条において準用する場合及び第40条において読み替えて準用する場合を含む。)、第16条第1項(第35条及び第40条において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第17条第1項(第35条及び第40条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可をしようとするとき又は必要があると認めるときは、当該決定若しくは許可に係る者又は使用者若しくは同居者が暴力団員であるかどうかについて、警視総監に照会することができる。

(罰則)

第43条 略

(委任)

第44条 略

杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第10号

杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例

杉並区立郷土博物館条例（昭和63年杉並区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8）学芸員その他の郷土博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、公開すること。

第6条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

f l

f l _____

f l

f l

f l

f l

f l

f l _____

f l

f l

f l

f l

f l

f l

f l

f l

f l

f l
